

兵庫県公報

令和6年2月20日 火曜日 第491号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	1
○ 南あわじ都市計画下水道事業の事業計画の変更認可（下水道課）	2
○ 景観形成重点区域の指定（都市政策課）	2
○ 景観形成重要建造物等の指定（同）	4
○ 昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	4
○ 総合治水条例に基づく指定貯水施設の指定（中播磨県民センター）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	5
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 同 上（同）	6
○ 道路の位置指定（但馬県民局）	7
公 告	
○ 兵庫県本庁舎電話のモバイル化に係るFMC導入等業務公募型プロポーザルの実施（管財課）	7
○ 特約業者の指定（税務課）	9
○ 特約業者の指定の取消し（同）	9
○ 農地を利用する権利の設定の裁定申請（総合農政課）	9
○ 同 上（同）	10
○ 入札公告（阪神北県民局）	11
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（中播磨県民センター）	13
選挙管理委員会告示	
○ 政治資金規正法に基づく政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出	13
○ 政治資金規正法に基づく資金管理団体の指定、届出事項の異動、指定の取消し等の届出	19

告 示

兵庫県告示第118号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局新温泉土木事務所及び香美町役場に備え置いて縦覧に供する。

令和6年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定区域

区域名	市郡名	区町名	町大字名	小字名	地番
板仕野	美方郡	香美町	村岡区板仕野	込山	128番、129番、130番1、130番2、131番から134番まで、135番1、135番2、136番の一部、138番3から138番6まで、138番7の一部、139番1、139番2、135番2地先の道路敷
				茶エン	140番1の一部、141番の一部、142番の一部、143番、144番の一部、145番の一部、145番1、146番から148番までの各一部、149番、150番の一部
				前田	151番から167番まで、168番1、168番2、169番、170番1、170番2、171番、172番1から172番3まで、173番から179番まで、181番から186番まで、192番、193番1から193番4まで、162番地先の道路敷、167番地先の道路敷、168番1から179番に至る地先の道路敷の一部
				大ツエ	299番の一部、302番の一部、303番の一部、313番の一部、299番地先の道路敷の一部、302番地先の道路敷の一部



兵庫県告示第119号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和6年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 施行者の名称
南あわじ市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
南あわじ都市計画下水道事業 南あわじ市公共下水道
- 3 事業施行期間
変更前 平成8年2月20日から平成36年3月31日まで
変更後 平成8年2月20日から令和12年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし



兵庫県告示第120号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第20条の4第1項及び第20条の5第1項の規定により、景観形成重点区域及び景観形成重点基準を定め、令和6年4月1日から施行する。

その関係図書は、兵庫県まちづくり部都市政策課、中播磨県民センター姫路土木事務所及び佐用町役場（企画防災課）において縦覧に供する。

令和6年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 景観形成重点区域の名称
佐用町平福地区
- 2 景観形成重点区域に指定する土地の区域
佐用郡佐用町平福の一部
- 3 佐用町平福地区景観形成重点基準
 - (1) 建築物等に関する基準

項目	建築物の基準（注）	工作物の基準
重点区域全域		<ul style="list-style-type: none"> ・突出感、違和感を周囲に与えないような意匠とする。 ・基調となる色彩は、「佐用町平福地区景観形成基準における指定地区全域」の「屋根」の基準に準じる。
	壁面の位置	・通りに面する壁面の位置は、隣接する建物の壁面に揃える。
	高さ	・階数は2階以下とする。
	外壁	<ul style="list-style-type: none"> ・1階腰部分は板張りとし、上部は漆喰塗りとする。 ・通りから妻壁が見える場合は、焼き板張り、漆喰塗りとする。 ・ただし、現況が土壁の部分はその仕上げを優先する。
	建具	・建具は木製とする。
	外構	・門、塀を設置する場合は、外壁に準じた材料、色彩とする。
	建築設備等	<ul style="list-style-type: none"> ・空調機は、景観展望地点から見えない位置に設置する。 ・屋上設備は設置しない。やむを得ず設置する場合は、景観展望地点から見えない位置に設置する。
	掲出物	・景観展望地点から見える位置に掲出物は設置しない。
景観展望地点から見える建築物等		・佐用川に水面に映る川座敷と土蔵群の景観を維持する。
	壁面の位置	<ul style="list-style-type: none"> ・佐用川に面する壁面の位置は、石垣及び隣接する建物の壁面に揃える。 ・門、塀の設置等の方法により、町並みの連続性を損なわないようにする。
	外壁	・土壁、板張り、漆喰塗りとする。
	外溝	・野面積みの石垣が残る箇所はその保存及び維持管理を行う。

注：表に定めのない基準については、佐用町平福地区歴史的景観形成地区の景観形成基準に準じる。

(2) 自動販売機に関する基準

項目	自動販売機の基準
位置	・道路からできるだけ後退した位置とし、隣接する建築物の壁面から突出しない位置とする。
意匠	・企業名、商品名等広告を控え、周辺景観との調和を図る。
色彩	・建築物に附帯する場合は、当該建築物と同系色とするなど調和した色彩とする。
その他	・周辺景観との調和に配慮した意匠、材料、色彩の囲いや覆いを設けるなど修景を図る。

兵庫県告示第121号

景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）第21条の10第1項の規定により、景観形成重要建造物として次のものを指定する。

令和6年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

第16次指定

指定番号	名称	所在地	指定理由
16-1	出汐館	高砂市西畑1-16-7	歴史的建造物及び地域のシンボル、ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たすため。
16-2	新雌邸（旧岡澤家住宅）	西脇市嶋19	歴史的建造物、地域活動の拠点施設及び地域のシンボル・ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たすため。
16-3	旧小國家住宅	神崎郡福崎町山崎814	歴史的建造物、地域活動の拠点施設及び地域のシンボル・ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たすため。
16-4	富岡家住宅	揖保郡太子町糸井215	歴史的建造物及び地域のシンボル、ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たすため。
16-5	たつ乃屋本店	佐用町平福683	歴史的建造物及び地域のシンボル、ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たすため。
16-6	本上田邸（上田家住宅）	丹波市春日町棚原1220	歴史的建造物、地域活動の拠点施設及び地域のシンボル・ランドマーク等として地域の景観の形成に重要な役割を果たすため。

兵庫県告示第122号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、令和6年3月1日から適用する。

令和6年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

表中

「

有限会社神戸商業開発研究所
有限会社ことぶき

ファミリーマート西神南店
ローソン加古川町木村店

神戸市西区井吹台東町
加古川市加古川町

」

を

「
 | 有限会社神戸商業開発研究所 | ファミリーマート西神南店 | 神戸市西区井吹台東町 |
 」

に改める。



兵庫県告示第123号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年2月20日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

- 1 指定する貯水施設の所在地
福崎町高岡字三谷奥1917-10
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
板坂区区長 平岡 護	神崎郡福崎町高岡302

- 3 指定する理由
神崎郡福崎町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第124号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年2月20日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

- 1 指定する貯水施設の所在地
福崎町東田原字大歳谷1602
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
大門区区長 三輪 和幸	神崎郡福崎町東田原42

- 3 指定する理由
神崎郡福崎町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第125号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年2月20日

兵庫県中播磨県民センター長 法 田 尚 己

- 1 指定する貯水施設の所在地
福崎町高岡字矢口谷通603
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
長野区区長 大杉 博	神崎郡福崎町高岡1160-1

- 3 指定する理由

神崎郡福崎町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第126号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年2月20日

兵庫県中播磨県民センター長 法田尚己

- 1 指定する貯水施設の所在地
福崎町高岡字矢口谷通600
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
長野区区长 大杉 博	神崎郡福崎町高岡1160—1

- 3 指定する理由
神崎郡福崎町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第127号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年2月20日

兵庫県中播磨県民センター長 法田尚己

- 1 指定する貯水施設の所在地
福崎町高岡字林ノ谷1779
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
桜区区长 吉岡 平記	神崎郡福崎町高岡1467

- 3 指定する理由
神崎郡福崎町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第128号

総合治水条例（平成24年兵庫県条例第20号）第27条第1項の規定により、指定貯水施設を次のとおり指定する。

令和6年2月20日

兵庫県中播磨県民センター長 法田尚己

- 1 指定する貯水施設の所在地
福崎町高岡字竹ノ後1372
- 2 指定する貯水施設の管理者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称	住 所
桜区区长 吉岡 平記	神崎郡福崎町高岡1467

- 3 指定する理由
神崎郡福崎町地域内市川流域における流域対策として、特に必要があると認められるため。



兵庫県告示第129号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

令和6年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

指定番号	指定年月日 (令和年月日)	位置	幅員 (メートル)	延長 (メートル)
第R05但馬位置 0006号	6.2.7	豊岡市江本字前島田134番の一部、135番の一部、136番1の一部	6.00	65.07

公 告

兵庫県本庁舎電話のモバイル化に係るFMC導入等業務公募型プロポーザルの実施

兵庫県本庁舎電話のモバイル化に係るFMC導入等業務を行う事業予定者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。

令和6年2月20日

契約担当者

兵庫県知事 齋藤元彦

1 趣旨・目的

兵庫県（以下「県」という。）では、組織のパフォーマンスを最大化し、県民本位で、質の高い県民サービスを実現することを目的に働き方改革に取り組んでいる。

さらに、令和7年度にはフリーアドレスの導入、サテライトオフィス、テレワークの推進等により出勤率4割を目指すといった新しい働き方の実現に取り組んでいくこととしている。

こうした職員の柔軟な働き方の実現に向け、勤務場所に関係なく円滑に業務を遂行できる環境を構築するため、本庁舎電話のモバイル化を進める予定である。今回、必要となる要件を満たす提案を広く募集し、提案内容や実施体制等を総合的に判断して本事業に適した事業者を選定することを目的として、公募型プロポーザルを実施する。

2 プロポーザルの概要

(1) 業務名

兵庫県本庁舎電話のモバイル化に係るFMC導入等業務に係る公募型プロポーザル

(2) 業務内容

現在運用中の環境（電話交換機／PBX）との連携によるFMCサービス及び公用携帯端末の導入。詳細は、別途配布する「兵庫県本庁舎電話のモバイル化に係るFMC導入等業務仕様書」のとおり。

3 参加資格

参加することができる者は、次に掲げる各号の全てを満たす者とする。

- (1) 法人格を有し、業務を適切に遂行できる能力を有すること。
- (2) 提案する業務が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可、指定等を受ける必要がある場合には、当該免許、許可、認可、指定等を受けること。
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 県の入札参加資格制限基準による入札参加の資格制限に該当する者及び県の指名停止基準に基づく指名停止を受けている者

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に該当する者

ウ 本プロポーザル手続開始日から契約締結の日までの期間において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者

エ 県が賦課徴収する県税、消費税又は地方消費税を滞納している者

- (4) 暴力団排除条例（平成22年兵庫県条例第35号）を遵守すること。
- (5) 電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第9条に規定された総務大臣の登録を受けている者であること。
- (6) 平成31年4月以降に類似業務（※）を元請として履行した実績を有すること。

※ 類似業務とは、国又は地方公共団体が発注したFMC導入及び保守運用業務等をいう。

(7) 本プロポーザル及びその後の契約について、不正又は不誠実な行為を行わないことを誓約できること。

4 応募手続

(1) 事務局

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
 兵庫県総務部職員局管財課管理班
 電話 078-362-3110
 E-mail kanzaika@pref.hyogo.lg.jp

(2) 募集要項の公表

ア 公表日 令和6年2月20日(火)
 イ 公表方法 県ホームページに掲載する。

(3) 参加表明書の提出

ア 提出先 事務局まで
 イ 提出期限 令和6年3月4日(月)
 ウ 提出方法 持参又は郵送(必着)

(4) 企画提案書等の提出

ア 提出先 事務局
 イ 提出期限 令和6年3月19日(火)
 ウ 提出方法 持参又は郵送(必着)

5 応募に要する費用

応募に要する費用は、応募者の負担とする。

6 受託候補者の選考、通知の方法

(1) 選考方法

受託候補者の選考は、審査委員会において内容及び価格について評価する。

【評価項目】

項目	概要
プロジェクト管理	県の方針に対する理解度とその実現に適した取組方針、実施体制、工程計画、プロジェクト管理方法等になっているかを評価する。
FMCサービス	県的前提条件及び仕様要件を正確に理解し、県のFMC導入目的に適した機能を提案しているか、要件を充足しているかについて評価する。
運用・保守	県の要件に対する理解度、要件を充足する運用・保守業務であるかについて評価する
その他	災害時の運用及び保守運用の品質向上、本業務の効率化に寄与するもの等に関する追加提案について評価する

※ 上限価格を越えた場合は、失格とする。

(2) 発表方法

審査の結果は、応募者全員に対し電子メールで通知し、受託候補者は県ホームページで公表する。
 なお、評価結果の詳細は公開しない。

7 その他

(1) 提案及び契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 詳細は、募集要項による。

8 Summary for the Notice of General Competition

(1) Nature of the required service:

Proposal for FMC service and mobile phone introduction
 (System construction, testing, maintenance/operation)

(2) Qualification application deadline:

March 4, 2024 by direct delivery or registered mail

(3) Proposal submission deadline:

17:00 March 19, 2024 by direct delivery or registered mail

(4) Office to contact concerning the notice:

Property Custody Division, Staff Bureau, General Affairs Department, Hyogo Prefecture

5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-ku, Kobe, Hyogo Prefecture 650-8567

TEL (078) 362-3110



特約業者の指定

兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)第107条第1項の規定に基づき、次のとおり特約業者を指定した。

令和6年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定年月日
株式会社氷上興油	丹波市青垣町佐治188-4	令和6年2月1日



特約業者の指定の取消し

兵庫県税条例(昭和35年兵庫県条例第63号)第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

令和6年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
株式会社平田石油	宍粟市山崎町庄能135番の1	令和5年3月1日



農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法(昭和27年法律第229号)第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積(平方メートル)
洲本市五色町鮎原上字井手1174番	田	3,192
同 市五色町鮎原上字井手1175番	田	2,030
同 市五色町鮎原上字岩谷1244番2	田	992
同 市五色町鮎原上字岩谷1246番	田	2,297

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和6年5月27日	5年	34,895円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和6年3月5日

(2) 提出先

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1

兵庫県農林水産部総合農政課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨及びその理由

カ その他参考となるべき事項



農地を利用する権利の設定の裁定申請

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により公告する。

令和6年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

1 申請に係る農地の所在、地番、地目及び面積

所在及び地番	地目	面積（平方メートル）
三田市大川瀬字車道964番	田	1,071
同 市大川瀬字車道965番	田	1,180
同 市大川瀬字車道966番の一部	田	1,328のうち1,289

2 申請に係る農地の利用の現況

耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められる。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 希望する農地を利用する権利の始期及び存続期間並びに借賃に相当する補償金の額

農地を利用する権利の始期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
令和6年5月27日	5年	127,432円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

- (1) 提出期限
令和6年3月5日
- (2) 提出先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1
兵庫県農林水産部総合農政課
- (3) 記載事項
 - ア 意見書を提出する者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）
 - イ 意見書を提出する者の有する権利の種類及び内容
 - ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況及び利用計画
 - エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由
 - オ 意見の趣旨及びその理由
 - カ その他参考となるべき事項



入札公告

次のとおり一般競争入札に付す。

令和6年2月20日

契約担当者

兵庫県阪神北県民局長 宮口美範

1 入札に付する事項

- (1) 業務の名称
宝塚総合庁舎エレベーター保守点検業務
- (2) 仕様
契約担当者が入札説明書で指定する仕様書のとおり。
- (3) 契約期間
令和6年4月1日（月）から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 履行場所
宝塚市旭町2-4-15 宝塚総合庁舎
- (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札すること。

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有するものは、次に掲げる要件を満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で参加申込みの期間中に、出納局物品管理課へ申請し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
(入札参加資格審査窓口)
兵庫県出納局物品管理課 電話 078-341-7711 内線 4936
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、参加申込の期限日及び当該調達の開札の日において受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

3 入札の参加申込及び入札の方法等

入札は、書面によるものとし、参加申込方法等については次のとおりとする。

- (1) 参加申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒665-8567 宝塚市旭町2-4-15

兵庫県阪神北県民局総務企画室財務担当 澤田

電話 (0797) 83-3112 F A X (0797) 86-4379

(2) 参加申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間

令和6年2月20日(火)から同月29日(木)まで(兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)第2条第1項に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。)の午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札・開札の日時及び場所

日時 令和6年3月8日(金)午前10時

場所 兵庫県宝塚総合庁舎 地下1階第4会議室(宝塚市旭町2-4-15)

(4) 入札書の提出期限

上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。なお、入札前に本人確認を行うため、本人確認ができる顔写真付公的書類(運転免許証、マイナンバーカード等)を持参すること。ただし、郵送(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による入札については、令和6年3月7日(木)午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

契約希望金額(入札書記載金額に100分の10に相当する額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)を加算して得た額)の100分の5以上の額の入札保証金を令和6年3月7日(木)午後5時までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入を求める場合がある。ただし、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。

(4) 入札参加者に求められる義務

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書に上記2(1)に示した資格を有することを証明する書類を添付して、令和6年2月29日(木)午後5時までに提出すること。

イ 入札参加者は、入札・開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(5) 入札に関する条件

ア 入札は、所定の日時及び場所に入札書を持参、郵送等により行うこと。

イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が入札説明書に示す保険期間までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名があり、入札内容が分明であること。

キ 「参加申込書」で届け出た者以外の代理人が入札する場合は、入札書と併せて委任状を提出すること。

ク 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

ケ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(イ) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(ロ) 初度の入札において、上記アからクまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又

- はオに違反して無効となった者以外の者
- コ 入札の対象となる調達に係る予算が議決され、その予算の執行が可能であること。
- (6) 入札の無効
 - 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、提出書類に虚偽の内容を記載した者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (7) 契約書作成の要否
 - 要作成
- (8) 落札者の決定方法
 - 入札説明書で示した業務を履行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (9) その他
 - 詳細は、入札説明書による。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和6年2月20日

兵庫県知事 齋藤元彦

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
 - 揖保郡太子町松尾字秋定370番1の一部、371番、372番の一部、373番1、370番1地先里道同 郡同 町佐用岡字堂ノ後417番の一部、418番の一部、419番の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
 - 揖保郡太子町阿曾651番地1
 - 有限会社成田商事 代表取締役 藏屋 修
- 3 許可年月日及び許可番号
 - 令和5年5月26日
 - 兵庫県指令中播（姫土）（建）第1－2号（5太子）

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第10号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第6条第1項、第7条第1項及び第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の設立、届出事項の異動及び解散の届出があった。

令和6年2月20日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 永田秀一

- 1 政治団体の設立の届出
 - (1) 政党の支部
 - 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	届出年月日
立憲民主党兵庫県第7区総支部	岡田 悟	永江 一之	神戸市中央区下山手通4丁目6—10 201号	衆議院議員	令和5年12月12日

- (2) その他の政治団体

ア 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)	届出年月日
阿部けいし後援会	阿部圭史	山下香	神戸市兵庫区東山町2-1-5	衆議院議員	衆議院議員 阿部圭史	令和5年11月14日

イ 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
石本つよしサポーターズクラブ	石本毅	石本充子	養父市八鹿町八鹿1550-13-201	令和5年11月27日
いなみの未来を創る会	小山裕美	小山裕美	加古郡稲美町岡2691-1	令和5年11月30日
えびす智彦後援会	蛭子智彦	蛭子淑子	南あわじ市松帆古津路280-1	令和5年11月13日
大上和則後援会	大上和則	大上京子	丹波篠山市今田町下立杭217	令和5年12月21日
大西けんじ後援会	足立寛幸	幾波佑介	三田市三輪2丁目3番地33号三菱電機労働組合三田支部内	令和5年12月14日
大西陽介後援会	大西陽介	大西珠美	姫路市三左衛門堀西の町109番地ポレスター三衛門堀503号	令和5年11月29日
岡部あつし後援会	岡部敦吏	岡部敦吏	姫路市飾磨区玉地1-38-302	令和5年11月22日
加古佳与子後援会	加古佳与子	重本篤弘	丹波篠山市福住388-2福住本陣団地1-3	令和5年12月26日
川崎りつこ後援会	岡本常博	川崎善文	丹波篠山市菅111-23	令和5年12月6日
川森カルチャーセンター	萩野美功代	土井佳子	神崎郡福崎町山崎527-5	令和5年12月21日
北村智後援会	北村智	北村尚子	神戸市中央区神若通1丁目4-17	令和5年11月14日
桐村裕一後援会	桐村裕一	吉村アリス	丹波篠山市杉168-1	令和5年11月27日
古都の和	樋口佳代子	樋口佳代子	神戸市長田区片山町2-10-6ハイムM2-406	令和5年12月4日
市民の会	蛭子智彦	蛭子淑子	南あわじ市松帆古津路280-1	令和5年11月13日
新生古都	樋口雅史	樋口佳代子	神戸市長田区片山町2-10-6ハイムM2-406	令和5年12月4日
田中美由紀後援会	田中美由紀	田中裕一朗	宝塚市星の荘30-24クリヨン宝塚103号室	令和5年11月14日
山崎藍子後援会	山崎藍子	関口葉子	尼崎市上坂部1-5-9	令和5年12月6日

2 政治団体の届出事項の異動の届出

(1) 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		異動年月日
国民民主党兵庫県第3区総支部	川内清尚	代表者の氏名	新	川内清尚	令和5年11月23日
			旧	浦川美智子	
		国会議員関係政治団体の区分	新	国会議員関係政治団体以外の政治団体	
			旧	法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
参政党兵庫第9支部	小寺利彦	主たる事務所の所在地	新	明石市大久保町ゆりのき通1-2-2-1-1605	令和5年6月7日
			旧	明石市東野町1906-4 西-4	
		代表者の氏名	新	小寺利彦	
			旧	細谷真人	
参政党兵庫第10支部	山下聖	主たる事務所の所在地	新	加古川市加古川町中津921-12	令和5年11月29日
			旧	加古川市加古川町美乃利604-1	
		代表者の氏名	新	山下聖	
			旧	北利和	
		会計責任者の氏名	新	神納亜希子	
			旧	山下聖	
参政党兵庫第7支部	酒井勝仁	代表者の氏名	新	酒井勝仁	令和5年11月26日
			旧	石塚淳	
参政党兵庫第2支部	中市豊	主たる事務所の所在地	新	神戸市長田区宮川町4-8-1-105	令和5年12月1日
			旧	神戸市北区鈴蘭台北町9-18-7	
		会計責任者の氏名	新	土谷美幸	
			旧	菌崎真一	
参政党兵庫第8支部	龍美英人	主たる事務所の所在地	新	尼崎市昭和南通8丁目223-1	令和5年11月30日
			旧	尼崎市上坂部1-8-1-906	
		代表者の氏名	新	龍美英人	
			旧	山室和彦	
		会計責任者の氏名	新	高野由里子	
			旧	武田京子	

参政党兵庫第6支部	久永孝行	主たる事務所の所在地	新	宝塚市山本丸橋1丁目7-4北山ハイツ1-201	令和5年11月16日	
			旧	宝塚市逆瀬台3丁目3番7号		
		主たる事務所の所在地	新	川西市鶯台2丁目29番地46号	令和5年11月27日	
			旧	宝塚市山本丸橋1丁目7-4北山ハイツ1-201		
		代表者の氏名	新	久永孝行		
			旧	本杉雅仁		
自由民主党伊丹支部	加藤光博	主たる事務所の所在地	新	伊丹市荒牧1丁目16番地16号		令和5年11月1日
			旧	伊丹市高台2丁目2番地		
		代表者の氏名	新	加藤光博	令和5年12月11日	
			旧	石橋寛治		
		会計責任者の氏名	新	土井秀勝		
			旧	石橋寛治		
自由民主党猪名川町支部	小路力子	主たる事務所の所在地	新	川辺郡猪名川町北田原字宮ノ前299		令和5年10月15日
			旧	川辺郡猪名川町広根字町屋東6		
		代表者の氏名	新	小路力子		
			旧	宮東豊一		
自由民主党岩屋支部	吉田光佑	主たる事務所の所在地	新	淡路市岩屋925-22	令和5年11月13日	
			旧	淡路市岩屋1598		
		代表者の氏名	新	吉田光佑		
			旧	田中孝始		
自由民主党兵庫県加古郡第一支部	岡毅	会計責任者の氏名	新	竹田一二三	令和5年12月17日	
			旧	藤本瑞穂		

(2) その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容	異動年月日	
あまの文夫後援会	天野文夫	主たる事務所の所在地	新	姫路市保城437番地	令和5年8月1日
			旧	姫路市西中島268-1	
大畑一千代後援会	大畑一千代	代表者の氏名	新	大畑一千代	令和5年12月1日
			旧	池見和身	
加戸仁志後援会	加戸仁志	会計責任者の氏名	新	加戸仁志	令和5年11月27日
			旧	加戸一弘	

キャタピラー日本労働組合明石地区政治活動委員会	岩屋浩美	会計責任者の氏名	新	梶原加菜	令和5年11月7日
			旧	藤沢宣之	
きよし福祉ネット	井上聖	代表者の氏名	新	井上聖	令和5年12月4日
			旧	坂上正司	
近畿税理士政治連盟 兵庫県第3支部連合会	小塩明	主たる事務所の所在地	新	西宮市甲風園2丁目11-20K' Zビル小塩明税理士事務所内	令和5年12月8日
			旧	尼崎市七松町2丁目15番8号坪内祐二税理士事務所内	
		代表者の氏名	新	小塩明	
			旧	坪内祐二	
		会計責任者の氏名	新	細川雄介	
			旧	岩泉周治	
近畿税理士政治連盟 兵庫県第4支部連合会	春名毅	代表者の氏名	新	春名毅	令和5年9月8日
			旧	北岡昭	
		会計責任者の氏名	新	藤岡昌平	
			旧	竹代慶吾	
近畿税理士政治連盟 兵庫県連合会	伊田憲司	会計責任者の氏名	新	小塩明	令和5年12月8日
			旧	岩泉周治	
神戸の福祉を進める会	松端信茂	主たる事務所の所在地	新	神戸市北区有野中町2丁目5-19陽気会内	令和5年2月18日
			旧	神戸市中央区脇浜町1丁目4-8-111	
		代表者の氏名	新	松端信茂	
			旧	黒川恭眞	
国際勝共連合兵庫県本部	大橋寛至	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区加納町2丁目7-20すみれマンション405	令和5年12月2日
			旧	兵庫県神戸市中央区元町通7丁目1-2 ネオアージュ神戸元町1001号	
小寺けんたろう後援会	小寺健太郎	主たる事務所の所在地	新	神戸市中央区楠町6丁目3番16号403号室	令和5年11月5日
			旧	伊丹市伊丹6丁目5番18号408号室	
佐野つよし後援会	中村誠作	主たる事務所の所在地	新	尼崎市西昆陽3-11-19	令和5年12月22日
			旧	尼崎市武庫町4-4-16-701	

清水貴之後援会	清水 貴 之	主たる事務所の所在地	新	尼崎市東難波町5-7-18 1F	令和5年10月23日
			旧	神戸市中央区小野柄通5-1-27 甲南アセット三宮ビル5C	
市民の風	高橋 秀 典	主たる事務所の所在地	新	神戸市垂水区塩屋町3-6-29	令和5年12月5日
			旧	神戸市垂水区川原2-1-16 谷本ビル202	
洲本市を考える会	鍋谷 清 剛	会計責任者の氏名	新	鍋谷 清 剛	令和5年12月13日
			旧	藤井 健 男	
徳安じゅん子後援会	清水 広 美	代表者の氏名	新	清水 広 美	令和5年12月13日
			旧	徳安 淳 子	
		会計責任者の氏名	新	清水 広 美	令和5年12月11日
			旧	徳安 輝 美	
日本文経塾	恵土 純 嗣	政治団体の名称	新	日本文経塾	令和5年11月22日
			旧	大阪文経塾	
		主たる事務所の所在地	新	西宮市甲子園浜田町4-2	
			旧	西宮市若草町1丁目10-6-302号	
兵庫県看護連盟	服部 玲 子	会計責任者の氏名	新	桐月 順 子	令和5年10月20日
			旧	藤田 泰 代	
兵庫県歯科医師連盟 美方郡支部	吉田 浩	会計責任者の氏名	新	森田 保 久	令和5年11月24日
			旧	酒井 秀 之	
兵庫五国の会	平井 篤	主たる事務所の所在地	新	兵庫県尼崎市東難波町5-7-18 1F	令和5年10月23日
			旧	神戸市中央区小野柄通5-1-27 甲南アセット三宮ビル5C	
福本愛後援会	福本 愛	主たる事務所の所在地	新	三田市駅前町6番5-402号	令和5年11月6日
			旧	三田市中央町3-12 マスダビル 4階	
前島のぶなが後援会	前島 申 長	主たる事務所の所在地	新	西宮市野間町4-22-203	令和5年12月7日
			旧	兵庫県西宮市松原町3-1-301	
まさき克幸後援会	正木 克 幸	会計責任者の氏名	新	正木 克 幸	令和5年11月1日
			旧	正木 貞 良	
松岡ひろゆき後援会	松岡 廣 幸	主たる事務所の所在地	新	姫路市白浜町宇佐崎中3丁目47-1	令和5年11月7日
			旧	姫路市白浜町宇佐崎北2丁目215-1	

三菱重工グループ労連神船地本政治活動委員会	宇治田 知 大	代表者の氏名	新	宇治田 知 大	令和5年10月1日
			旧	木 崎 裕 介	
		会計責任者の氏名	新	但 見 賢 二	
			旧	宇治田 知 大	
吉高ひらき後援会	吉 高 平 記	代表者の氏名	新	吉 高 平 記	令和5年11月1日
			旧	大 杉 武 司	

3 政治団体の解散の届出
その他の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
井村淳子後援会	井 村 淳 子	令和5年11月1日
いわさきたかひろ後援会	岩 崎 崇 央	令和5年12月4日
沖久正留後援会	沖 久 正 留	令和5年12月21日
河南克典後援会	松 田 吉 孝	令和5年12月4日
木村たつお後援会	木 村 達 夫	令和5年11月2日
高橋ひでのりと市政を考える会	高 橋 秀 典	令和5年12月7日
なべやま憲一後援会	鍋 山 憲 一	令和5年12月26日
兵庫県国民民主協会	向 山 好 一	令和5年12月20日
藤本幸作後援会	神 澤 友 重	令和5年5月14日
藤本浩二後援会	藤 本 浩 二	令和5年12月21日
町田博喜後援会	町 田 博 喜	令和5年11月24日
松田しんすけ後援会	松 田 伸 介	令和5年11月6日
南初男後援会	南 初 男	令和5年12月4日
山口英治後援会	山 口 英 治	令和5年12月14日
ライトアップあかし	村 松 克 行	令和5年12月25日

~~~~~

兵庫県選挙管理委員会告示第11号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第19条第2項及び第3項の規定により、次のとおり資金管理団体の指定、届出事項の異動、指定の取消し等の届出があった。

令和6年2月20日

兵庫県選挙管理委員会  
委員長 永 田 秀 一

1 資金管理団体の指定の届出

| 資金管理団体の届出をした者(代表者)の氏名 | 公職の種類   | 資金管理団体の名称      | 主たる事務所の所在地          | 指定年月日      |
|-----------------------|---------|----------------|---------------------|------------|
| 阿部圭史                  | 衆議院議員   | 阿部けいし後援会       | 神戸市兵庫区東山町2-1-5      | 令和5年11月13日 |
| 石本毅                   | 養父市議会議員 | 石本つよしサポーターズクラブ | 養父市八鹿町八鹿1550-13-201 | 令和5年11月26日 |

2 資金管理団体の届出事項の異動の届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項       | 異動内容                          | 異動年月日      |
|------------------|-----------|------------|-------------------------------|------------|
| 天野文夫             | あまの文夫後援会  | 主たる事務所の所在地 | 新 姫路市保城437番地                  | 令和5年8月1日   |
|                  |           |            | 旧 姫路市西中島268-1                 |            |
| 清水貴之             | 清水貴之後援会   | 主たる事務所の所在地 | 新 尼崎市東難波町5-7-18 1F            | 令和5年10月23日 |
|                  |           |            | 旧 神戸市中央区小野柄通5-1-7甲南アセット三宮ビル5C |            |

3 資金管理団体の指定の取消し等の届出

法第19条第3項第1号による資金管理団体の指定の取消しの届出

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 取消年月日      |
|------------------|-----------|------------|
| 井村淳子             | 井村淳子後援会   | 令和5年11月1日  |
| 沖久正留             | 沖久正留後援会   | 令和5年12月21日 |
| 木村達夫             | 木村たつお後援会  | 令和5年11月2日  |
| 佐伯直之             | さえき直之後援会  | 令和5年12月19日 |
| 鍋山憲一             | なべやま憲一後援会 | 令和5年12月26日 |
| 藤本浩二             | 藤本浩二後援会   | 令和5年12月21日 |
| 町田博喜             | 町田博喜後援会   | 令和5年11月24日 |
| 松田伸介             | 松田しんすけ後援会 | 令和5年11月6日  |
| 南初男              | 南初男後援会    | 令和5年12月4日  |
| 山口英治             | 山口英治後援会   | 令和5年12月14日 |